

## 令和2年度スマートムーブ通勤月間実施要領

### 1 趣旨

本県では、運輸部門からの二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量のうち、自動車からの排出量が8割以上を占める状況にあり、公共交通機関や徒歩、自転車の積極的な利用、エコドライブの実践など、県民一人ひとりが「スマートムーブ（エコで賢い移動）」に取り組み、自動車からのCO<sub>2</sub>排出量削減に取り組むことが重要である。

そのため、県内事業所が環境に優しい通勤に取り組むきっかけづくりとして、令和2年度スマートムーブ通勤月間（10月）を実施し、公共交通機関の利用促進や健康増進と併せて、スマートムーブの推進による自動車からのCO<sub>2</sub>排出量の削減を目指すこととし、その実施に当たって必要な事項を定めるものである。

### 2 実施期間

令和2年10月1日（木）～31日（土）

### 3 実施地域

県内全域

### 4 参加対象

スマートムーブ通勤月間の趣旨に賛同する県内の事業所  
（事業所内の部署等の小規模単位での参加も可とする。）

### 5 取組内容と参加者

（1）スマートムーブ通勤月間における取組内容は次のとおりとする。

#### ア ノーマイカー通勤

交通費の支給の有無にかかわらず日常的にマイカーにより通勤する者は、ノーマイカー通勤（公共交通機関、徒歩、自転車又は自動車への相乗り等による通勤）に取り組む。

#### イ エコドライブ通勤

ノーマイカー通勤の実施が困難であるマイカー通勤者は、エコドライブ通勤（別紙「エコドライブ10のすすめ」のうち、5つ以上のポイントを実践すること）を行う。

#### ウ 公共交通機関、徒歩、自転車による通勤

通常、ノーマイカー通勤を行っている者は引き続きノーマイカー通勤を行う。

（2）参加事業所に勤務する者で、上記ア、イの取組を合わせて5日以上（どちらか一方のみで5日以上でも可）実施する者、またはウに取り組む者を、スマートムーブ通勤月間参加者とする。

### 6 参加方法等

#### （1）参加方法

スマートムーブ通勤月間への参加を予定する事業所は、様式1「令和2年度スマートムーブ通勤月間参加登録書」（以下「参加登録書」という。）に必要事項を記入し、E-mail、FAX等により県に提出する。

## (2) 参加登録期限

令和2年9月30日(水)

※上記の期限までに参加登録書を提出することを原則とするが、期限を過ぎたスマートムーブ通勤月間中に参加登録書を提出した事業所も参加することができる。

## (3) 参加登録事業所名の公表

県は、参加登録書を提出した事業所については、「参加登録事業所」として事業所名を県のホームページ等で公表する(公表を希望しない事業所を除く。)

## (4) 実績報告

参加事業所は、実施期間中のスマートムーブ通勤の実施状況(以下「実施状況」という。)を様式2「令和2年度スマートムーブ通勤月間実績報告書」(以下「実績報告書」という。)に取りまとめ、令和2年11月16日(月)までにE-mail、FAX等により県に提出する。

なお、参加事業所は、参加者が多い等の理由により、事業所単位での実施状況の取りまとめが困難な場合は、部署等の小規模単位ごとに実施状況を取りまとめ、複数枚の実績報告書を県に提出することができる。

## (5) 実施結果・参加事業所名の公表

県は、参加事業所からの報告結果を取りまとめ、県全体の参加事業所数、スマートムーブ通勤実施人数、CO<sub>2</sub>削減量等を県のホームページ等で公表する。

なお、県は、個別の参加事業所毎の実施結果の公表は行わないが、参加事業所自らが公表することは妨げない。

また、県は、実績報告書を提出した参加事業所について、「参加事業所」として事業所名を県のホームページ等で公表する(公表を希望しない事業所を除く。)

## 7 スマートムーブ通勤アワードの実施

スマートムーブ通勤に積極的に取り組む事業所が社会的に評価される仕組みをつくとともに、その取組について広く周知することにより、県内事業所におけるスマートムーブ通勤に対する理解の促進、取組の実践拡大を図るため、県は、スマートムーブ通勤アワードとして次により表彰する。

### (1) 表彰の対象

提出期限内に実績報告書を提出した参加事業所のうち、スマートムーブ通勤月間の趣旨を理解し、優れた取組を行った事業所とする。

### (2) 表彰基準

提出された実績報告書の内容により、以下の項目について審査を行う。

- ①事業所内において積極的にスマートムーブ通勤の実践を呼びかけていること。
- ②事業所内においてスマートムーブ通勤に取り組みやすい環境の整備に努めていること。
- ③通勤に伴うCO<sub>2</sub>排出量削減効果の増大に向けた創意工夫を行っていること。

### (3) 被表彰者数

表彰される事業所は3事業所程度とする。

### (4) 被表彰者の決定

青森県環境生活部環境政策課内において、表彰基準に基づき審査を行い被表彰者を決定する。審査において必要がある場合は、記載内容の確認を電話等により行う。

### (5) 表彰の方法

令和2年度内に青森市内で開催する「もったいない・あおもり県民運動推進大会（主催：もったいない・あおもり県民運動推進会議）」において表彰状を授与する。（予定）

#### （6）公表

被表彰者の事業所名及び取組内容は、県のホームページ等各種広報媒体において公表する。

### 8 情報の取り扱い

- （1）県は、本事業の実施に伴い取得した情報（個人情報を含む。以下同じ。）について、適正な管理のもとに保管する。
- （2）県は、本事業の実施に伴い取得した情報を、本事業の目的以外で利用し、又は参加（登録）事業所に無断で外部に提供・公表しない。

### 9 問い合わせ先・送付先

〒030-8570 青森市長島1-1-1

青森県環境生活部環境政策課 低炭素社会推進グループ

TEL：017-734-9243 FAX：017-734-8065 E-mail：kankyo@pref.aomori.lg.jp